

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成30年1月1日から令和5年12月31日まで」を「令和6年1月1日から令和10年12月31日まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表に規定する特定非営利活動法人に対して同表の規定期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例において規定する、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に係る寄附金を受け入れることができる期間を更新するため、所要の改正をする必要による。